

日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働者状態

The Labour Year Book of Japan special ed.

第二編 兵力・労働力の動員とその配置

第二章 兵力動員と産業労務動員

第二節 兵力動員と産業労務動員——両者の調整的施策——

兵力動員は産業労務動員に常に優先して実施され、両者の調整はもっぱら産業上「余人をもって代替し難き特技を有する者」の召集延期措置によって行なわれたのであるが、一九四三年度にいたって、すでに召集を受け、在隊する者のうち重要産業の生産確保上必要な要員についても特別に召集を解除する措置が講ぜられ、さらに、一九四四年度以降における兵力の大動員によっては、もはや軍需生産、食糧生産を維持しえず、その生産活動の減退停止をも免れがたい状態を生ずることになったので、兵力動員上留意すべき調整施策として、前記召集延期制度、特別召集解除制度のほか、臨時召集延期制度、入営延期制度、召集要考慮制度等の諸措置があいついで講ぜられた。だが、当時緊急を要するとされていた航空機生産部門においてさえも、その労働者が徴兵義務から除外されない場合を生じていたことは次にみるごとくである（J・B・コーヘン著、大内兵衛訳「戦時戦後の日本経済」下巻、四八ページ）。

九州飛行機株式会社の職工約四、五〇〇人、すなわち全熟練労働力の五〇%が一九四四年一二月以後の数カ月のあいだに軍務に召集された。熟練労働者を召集しつつけながら、徴用工や兵士を航空機産業へいれるという論理は二つの事実を知らなければ理解しがたいであろう。すなわち、徴兵政策は特定の地域あるいは地方の軍司令官の個人的な性格によっていくらか異っていた。第二には海軍供給局労務課の吉田大佐および上田中佐が説明している。

「一般労務者の兵役延期についての権限に関するかぎり、海軍は陸軍にしたがった。陸軍が広範な権限をもった結果は、海軍が造船および航空機生産の分野ではことに人力不足を蒙ったのである。」

九州飛行機株式会社は海軍の航空機および着陸装置を生産していたが、陸軍は容赦なくその職工を召集した。これは信じがたくみえるが、事実起ったのである。

召集延期制度

軍需生産のため余人をもって代替しがたい重要な者、たとえば技術者、特別研究員その他生産の中核的要員等に対しては召集を延期し、産業要員としてその能力を発揮せしむる主旨の制度であって、そのため陸軍大臣は各年度における産業需要を勘案しつつ、兵力動員上許容しうる範囲内において召集延期人員数を各業種部門ごとに関係官庁に配当し、各官庁はその配当人員内において軍需生産上欠くべからざる者を選定、その名簿の提出をまって、陸軍大臣が該当者を決定する手続きになっていた。この手続きにより決定された召集延期人員は太平洋戦争開始までは約一〇万人以下にすぎなかったが、一九四三年度において推計約三八万人、一九四四年度約六九万人、一九四五年度約八五万人であった（第1表）。

臨時召集延期制度

重要な産業要員に対しては前記のごとく召集延期措置がとられていたのであるが、一九四四年

以降における戦局の推移の急変、とくにその不振により航空機の緊急増産、なかんずく重点機種の急速整備が至上命令とされたため、それら重点機種生産に従事する兵役関係者のほとんど全員に対して、召集延期の非常措置がとられた。

入営(徴集)延期制度

徴集年齢の引下げにより一九歳、二〇歳の二年齢層のものが同時徴集されることになり、その生産部面に及ぼす影響の大きいことを考慮して、一九四四年以降実施された。すなわち、航空機を生産、交通、鉱山とくに石炭業および特攻兵器製造業等の重要軍需生産従事者の徴集については、生産上必要なる代替準備期間を以て入営を或期間延期し、同時入営によって生ずる生産上の支障を回避しようとしたもので、一九四四年度二〇万人、一九四五年度六万人が割り当てられたが、実際には一九四四年度約一九万人、一九四五年度約一五万人がこの制度の適用を受けたものと推定されている(第2表)。

特別召集解除制度

以上の三つの方策は徴集ならびに召集に対する事前措置であるが、この制度はすでに召集を受け、在隊せる者のうち重要産業の生産確保上必要な従事者につき、軍に支障なきかぎり個々の詮議によって、特別に召集を解除する措置を講じたものである。一九四三年三月から一九四五年四月にいたる期間に推計約四万三千人がこの制度の適用を受けた。

召集要考慮制度

兵力動員は適齢者の徴集と在郷軍籍者の召集とによるのであるが、そのうち青壮年在郷軍籍者には生産部門の中核的地位にある者が多く、その多数召集は重要軍需生産に及ぼす影響が大きい。そこで、兵力動員はようやくにして、可能なかぎり産業労務動員の要請に応ずることになり、一九四五年一月要考慮順位による職種別召集が実施されることになったのである。すなわち、産業と戦種の重要度によって要考慮順位が決定され、農業においても、各地域の特殊性に応じて召集上の配慮が行なわれ、さらに、重要産業たとえば農林水産業、航空機および地上兵器製造業、石炭鉱業、交通業等に従事する在郷軍人約一六〇万人(動員可能な全在郷兵力資源の約三七%)に対しては、一九四五年四月以降当分の間、軍動員上やむをえない場合のほかはその召集を中止する措置がとられることになった。

日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働者状態

発行 1964年

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 東洋経済新報社

2000年2月22日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働者状態【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
